（参　考）

駐車場に関係する法律改正等の概要

1．駐車場法の改正

○自動二輪車を駐車場法の対象に追加

2．高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律（仮称）

○一定の路外駐車場について、移動等円滑化基準への適合義務
○市町村が作成する基本構想に即して、バリアフリー化された路外駐車場を整備する義務

※尚、上記１及び２については、今国会にて審議中であります。

1. 駐車場法改正の概要

駐車場法の対象となる「自動車」の定義に自動二輪車を含めることにより、自動二輪車駐車場の備促進及び適正な管理運営が行われる。

【赤字：改正点】

駐車場法の対象車種

現　　行
○自動二輪車以外の自動車（普通自動車等）

法改正で追加
○大型自動二輪車
○普通自動二輪車

内　　容

- 駐車場整備地区の指定、駐車場整備計画の策定
- 路上駐車場、路外駐車場の計画的整備
- 一定の路外駐車場について構造及び設備の基準への適合義務
- 一定の路外駐車場は、設置の届出、管理規程の届出等、都道府県知事の監督の対象
- 一定の建築物の新築等について、条例で駐車施設の附置を義務付けることができる

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（仮称）の基本的枠組み

【赤字：改正点】

基本方針（主務大臣）

- 移動等の円滑化の意義及び目標
- 公共交通事業者、道路管理者、**路外駐車場管理者（※1）**、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき処置及びこれらの者の間の連携に関する基本的事項
- 市町村が作成する基本構想の指針　等

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務
既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- 旅客施設及び車両等
- 一定の道路（努力義務は全ての道路）
- **一定の路外駐車場（※2）**
- 都市公園の一定の公園施設（園路等）
- 特別特定建築物（不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）（努力義務を新設）

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想（市町村）

- 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載　等

協議

協　議　会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

事業の実施

- 公共交通事業者、道路管理者、**路外駐車場管理者**、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援処置

- 公共交通事業者等が作成する計画の認定制度
- 認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例　等

移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

※1　路外駐車場管理者：一定の路外駐車場（※2）を設置又は管理する者
※2　一定の路外駐車場：駐車場法に規定する路外駐車場（道路附属物である自動車駐車場、公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）で、一定規模以上のものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの。